

自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（父、母、子ども2名、祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（避難交通費、引越費用、面会交通費、一時立入費用）、生活費増加費用（二重生活費増加分）、避難雑費（子ども1名につき、平成26年8月分までは月額2万円、平成26年9月分から平成27年3月分までは月額1万4000円）等の他、避難により退職を余儀なくされた申立人父の就労不能損害として、退職日の翌日から避難先で再就職した日の前日までの約6か月間について、避難前の勤務先の収入を基に算定した給与相当額が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 記

#### 損害項目

(1) 申立人X1、同X2、同X3及び同X4の世帯（以下「申立人X1らの世帯」という。）

#### ア 平成23年分

移動費用及び生活費増加費用並びに精神的損害

（自 平成23年3月11日

至 同年12月末日）

#### イ 平成24年以降分

(ア) 避難費用（避難交通費）

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

(イ) 避難費用（引越費用）

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

(ウ) 避難費用（面会交通費）

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

(エ) 避難費用（一時帰宅費用）

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

(オ) 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

(カ) 就労不能損害（減収分）（申立人X1に係る）

（自 平成24年2月21日

至 同年8月6日）

(キ) 避難雑費

（自 平成24年1月1日

至 平成27年3月末日）

ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

- (2) 申立人X5の世帯
- ア 平成23年分
- (ア) 避難費用(面会交通費)  
(自 平成23年3月11日  
至 同年12月末日)
- (イ) 精神的損害  
(期間 本件事故発生当初の時期)
- イ 平成24年以降分  
避難費用(面会交通費)  
(自 平成24年1月1日  
至 平成27年3月末日)
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金5,378,867円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- (1) 申立人X1らの世帯
- ア 平成23年分  
移動費用及び生活費増加費用並びに精神的損害  
1,360,000円
- イ 平成24年以降分
- |                             |            |
|-----------------------------|------------|
| (ア) 避難費用(避難交通費)             | 32,800円    |
| (イ) 避難費用(引越費用)              | 30,000円    |
| (ウ) 避難費用(面会交通費)             | 32,800円    |
| (エ) 避難費用(一時帰宅費用)            | 590,400円   |
| (オ) 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加費用) | 60,000円    |
| (カ) 就労不能損害(減収分)(申立人X1に係る)   | 1,403,401円 |
| (キ) 避難雑費                    | 1,476,000円 |
| ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用           | 149,562円   |
- (2) 申立人X5の世帯
- ア 平成23年分
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (ア) 避難費用(面会交通費) | 65,600円 |
| (イ) 精神的損害       | 40,000円 |
- イ 平成24年以降分  
避難費用(面会交通費)  
131,200円
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用  
7,104円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金1,440,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年5月22日

（仲介委員 松田 隆太郎）